

## 戦争関連法制定と 日米ガイドライン改定

**2** 014年7月には、長年にわたって「憲法上許されない」とされてきた集団的自衛権の行使を容認するなどの閣議決定を行ないました。この閣議決定に基づいた法的な枠組みを変更するのが戦争関連法案で、日米協力のルールの変更が日米ガイドライン再改定です。これによって自衛隊は、日本が攻撃されていないときでも、世界で米軍と共に戦える「軍」になります。

ガイドライン再改定で安倍政権がめざしているものは明確です。それは「地理的、時間的、空間的制約なしの日米軍事一体化」であり、自衛隊の「海外での武力行使」です。そもそも日米安保条約は、日本の領域外で武力を行使することを想定しておらず、米軍も「日本国の安全」と、極東における国際の平和及び安全の維持」を目的に駐留しているはずでした。

ガイドライン再改定と、戦争関連法の制定で、自衛隊はその活動範囲と内容を一気に拡大することになります。米軍との協力や、PKO等の際の武力行使の制約が大幅に緩和されます。また、日本が攻撃されなくても、「密接な関係にある他国」が武力攻撃され、「わが国の存立」や「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」が危険にさらされたと判断すれば、集団的自衛権を行使して戦争に加わることができるようになります。

### 7-1 閣議決定による 新「武力行使の三要件」

- ❶ 我が国に対する武力攻撃が発生、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ❷ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。
- ❸ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

## 「戦争法案」に 反対しよう！

**政** 府は、集団的自衛権行使などを可能にする戦争関連法案として、15本前後の立法(法改正や新法制定)を検討しています。わが国の存立が脅かされる「存立危機事態」(仮称)等を設け、自衛隊の任務や権限、手続等を変更するだけでなく、防衛出動の要件や武器使用権限等を大幅に緩和するものとなります。

これらの法律は単に自衛隊の活動範囲を広げるだけのものではなく、他国の戦争に加わり国民を戦争にかりたてる「戦争法」にほかなりません。憲法第9条の理念を根本から変質させる「戦争法」を絶対に成立させてはなりません。反対の世論を高め、なんとしても廃案に追い込みましょう。

改正を検討する法律	検討内容	備考
自衛隊法	米軍の武器等防護 米軍以外の軍隊の武器等防護	グレーゾーン事態
	在外邦人の救出 米軍やその他の軍隊に対する物品提供	国際社会の平和と安定への貢献
	新3要件に基づく自衛隊の任務の位置づけ、権限、手続等	集団的自衛権行使容認 ※存立危機事態(仮称)
武力攻撃事態法	新3要件で武力行使が可能な事態、手続の整備	集団的自衛権行使容認
周辺事態法	「周辺」概念の撤廃・米軍以外の軍隊への支援活動	※重要影響事態(仮称)
米軍行動円滑化法	米軍以外の軍隊への支援活動	
船舶検査活動法	船舶検査の実施要件の見直し	同意なしに強制検査
国連平和維持活動(PKO)協力法	PKO部隊の活動の拡大 武器使用権限の緩和	武器使用を国連標準に他国軍施設警護等も可能に
国際平和支援法(新法)	常時、海外派兵を可能に他国軍への物品・役務の提供	自衛隊海外派兵の恒久法 活動地域も、拡大

#### 改正予定のその他の法律

捕虜等取り扱い法 外国軍用品海上輸送規制法 国家安全保障会議設置法…